

新座市会議公開要領

（平成１３年３月２９日 市長決裁）

（改正 平成３１年２月１２日 市長決裁）

第１ 趣旨

この要領は、別に定めがあるもののほか、新座市情報公開条例（平成１３年新座市条例第４号。以下「条例」という。）第２３条に規定する附属機関等（以下「審議会」という。）の会議の公開について必要な事項を定める。

第２ 公開非公開の決定方法

審議会の長は、会議の審議事項が条例第２３条第３号に該当するおそれがあると委員から指摘があったときは、会議に諮り、多数決によって会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

第３ 会議開催の事前公表

会議を開催しようとするときは、公開、非公開にかかわらず、おおむね会議開催日の１週間前までに所定の方法により公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要しその暇がないときは、この限りでない。

第４ 公表の内容

公表する会議の内容は、審議会の名称、議題、開催日時、開催場所、事務局の部課名、傍聴の可否、傍聴の定員その他必要な事項とする。ただし、非公開となる審議事項については、その理由を明らかにしなければならない。

第５ 先着順による傍聴

傍聴希望者が傍聴の定員を超えた場合は、先着順とする。ただし、先着順により難しい場合は、抽選によることができる。

第６ 傍聴することができない者

次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- （１） 凶器その他危険のおそれのある器物を持っている者
- （２） 酒気を帯びていると認められる者
- （３） 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのあるものを持っている者
- （４） 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

第７ 傍聴者の遵守事項

- １ 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならない。

- 2 傍聴者は、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、審議会の長が認めた場合は、この限りではない。
- 3 傍聴者は、飲食又は喫煙をしてはならない。
- 4 その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。
- 5 上記のことが守られない場合は、審議会の長は、当該傍聴者に退場を命じることができる。

第8 会議資料の配布

- 1 会議を公開する場合は、傍聴者に会議資料（条例第7条各号に該当する情報が記載されたもの又は法令集など研究用の参考資料類を除く。）を配布する。
- 2 会議資料のうち、資料が大量であるもの、作成費用が高額となるもの等の配布が困難であるものは、配布に代えて閲覧に供することができる。
- 3 上記1にかかわらず、条例第7条第3号に該当する情報が記載されたものであって会議の内容の理解に資するため傍聴者に閲覧させることが望ましいものについては、閲覧に供するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月12日市長決裁）

この改正は、決裁のあった日から実施する。